

市場調査支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、県内中小企業の新分野への進出や新商品の開発等に向けた市場調査を通じて、新たな挑戦による競争力の強化を図るため交付する市場調査支援事業費助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

- 2 助成金の交付に関しては、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「企業等」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する中小企業者であって、製造業（ただし、飲食品及び工芸品を製造するものを除く。）に取り組む企業又は県内中小企業3社以上により構成されるグループで経営革新計画（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づき知事の承認を受けた計画）の承認を受けたグループを構成する企業（以下「企業グループ」という。）をいう。

(対象事業)

第3条 助成金は、企業等が新分野への進出や新商品の開発等を目的として行う市場調査や市場調査を踏まえた試作開発を対象事業とする。

- 2 ただし、以下に掲げるものは対象外とする。
 - (1) 別紙「暴力団排除に関する制約事項」に記載されている事項のいずれかに該当する場合
 - (2) 以前採択された事業と同一の内容の事業
 - (3) 試作開発のみの事業

(助成金の交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費、または助成率並びに助成限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(助成期間)

第5条 助成期間は、原則として交付決定の日から1年以内とする。ただし、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 すでに助成金の採択を受け、市場調査に取り組んでいる企業等にあつては、当該助成事業が完了し、当該助成金にかかる額の確定通知を受けるまでの期間は申請できないものとする。

(交付の決定)

第7条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があつたときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 助成事業者は、次の第1号または第2号のいずれかに該当する場合には速やかに助成事業変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第4号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を著しく変更するとき。
 - (2) 助成事業を中止又は廃止するとき。
 - (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。
- 2 代表理事副理事長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査を行い助成事業変更決定通知書（様式第5号）により助成事業者へ通知するものとする。

（助成事業の状況報告）

第9条 代表理事副理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定に基づく遂行状況報告に加えて、助成事業の終了後5年間、代表理事副理事長が必要と認める時には、助成事業に関係する調査等に協力をしなければならない。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成事業実績報告書（様式第6号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し助成事業者へ通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第7号）により代表理事副理事長へ助成金を請求するものとする。ただし、必要に応じて当該助成金の概算払請求を行うことができるものとする。

（交付の決定の取消等）

第13条 代表理事副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、本要綱等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 助成事業者が、当該助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

- 2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がある。

（助成金の返還）

第14条 代表理事副理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

- 2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成

金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとするものとする。

(加算金及び遅延金)

第15条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

2 助成事業者は、財団が指定する納付期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に納付するものとする。

3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を徴収しないものとする。

(財産の管理等)

第16条 助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、助成事業期間内に取得財産等があるときは第10条に定める助成事業実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第8号）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の工具、器具、備品及びその他の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を代表理事副理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 助成事業者は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(書類の整理、保存)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかななければならない。

(成果の帰属)

第19条 助成事業により得られた産業財産権等の研究成果は、企業等に帰属するものとする。ただし、共同研究を行った大学等又は公設試は共有者に加わることができるものとする。

(助成事業等の公表)

第20条 副理事長は、助成事業及び助成事業者の名称並びに事業内容等について、助成事業者の利益に反しない範囲で、当該内容を公表することができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 助成事業者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について助成金の交付の申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

経費名		内容	助成率・助成額
市場調査	委託費	市場調査の委託に要する経費	助成率: 助成対象経費の2分の1以内
	謝金	専門家謝金	
	旅費	専門家旅費、役員・従業員旅費	
試作開発	原材料	原材料及び副資材の購入に要する経費	助成額: 50万円以内
	工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費	
	外注加工費	外注加工に要する経費 (外注先が機器・設備等を購入する費用は助成対象外)	企業グループの場合 助成額: 200万円以内
	技術導入費	外部からの技術指導や産業財産権の導入に要する経費	
	共同研究費	産学連携による技術開発に要する経費	
その他経費	その他代表理事副理事長が特に必要と認める経費		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・試作開発は、市場調査に基づくもの、又は市場調査に向けて実施するものとする。 ・「外注加工費」、「技術導入費」、「共同研究費」の総額は、助成対象経費総額の1/2を超えない額とする。 ・営業のための旅費やパンフレット作製費等の経費は、対象外とする。 ・対象経費は交付決定日以降のものが対象となる。 ・他の補助金等の交付を受ける経費は対象外とする。 		